

次のとおり建設工事の制限付一般競争入札を実施する。

令和 7 年 7 月 31 日

三芳水道企業団

企業長 森 正 一

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 神余浄水場井戸撤去工事
- (2) 工 事 場 所 館山市神余 4199 番地 4 外 4 箇所
- (3) 工 事 概 要
 - ・神余 1 号井撤去 1 式
 - ・神余 2 号井撤去 1 式
 - ・神余 4 号井撤去 1 式
 - ・神余 5 号井撤去 1 式
 - ・神余 6 号井撤去 1 式
- (4) 工 期 令和 8 年 1 月 30 日迄
- (5) 予 定 価 格 18,150,000 円（入札書比較価格 16,500,000 円）
- (6) 最低制限価格 16,313,000 円（入札書比較価格 14,830,000 円）

最低制限価格は三芳水道企業団最低制限価格制度実施要綱に基づき算定した額とする。

2 入札に参加する者に必要な資格要件

- (1) 公示日において、令和 7 年度三芳水道企業団建設工事入札参加適格者名簿（以下「適格者名簿」という。）に登載されている者
- (2) 本件入札の告示日から入札までの間において、三芳水道企業団建設工事請負業者等指名停止措置要領の指名停止措置を受けていない者
- (3) 三芳水道企業団契約に係る暴力団対策措置要綱に定める暴力団排除措置要件に該当しない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のほか、次のいずれにも該当しないこと。
 - (ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年を経過していない者
 - (イ) 本件入札の入札日前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者
 - (ウ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、本件入札の参加資格申請書提出期限までに裁判所の更生手続開始決定がされていない者
 - (エ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、本件入札の参加資格申請書提出期限までに裁判所の再生手続開始決定がされていない者
- (5) 次のすべての届出の義務を履行している者（当該届出の義務がない者を除く。）
 - (ア) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

- (ウ) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務
- (6) 館山市若しくは南房総市内に本社・本店のある者
- (7) 三芳水道企業団の解体工事の格付等級が B ランク以上の者
- (8) 建設業法に定める適切な資格を有し、かつ恒常的な雇用関係にある主任技術者（監理技術者）を配置できる者
- (9) 解体工事について、建設業法等に基づく一般建設業の許可又は特定建設業の許可を受けていること

3 入札参加資格の確認申請

- | | |
|-------------|---|
| (1) 要領等配布期間 | 令和 7 年 7 月 31 日から令和 7 年 8 月 8 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） |
| (2) 要領等配布場所 | 三芳水道企業団事務所インターネット上のリンク先 |
| (3) 申請書提出期限 | 令和 7 年 8 月 8 日 午後 4 時半 |
| (4) 申請書提出場所 | 三芳水道企業団事務所 |
| (5) 申請書提出方法 | 本人（法人にあっては、その代表者）又はその代理人の持参とする。 |
| (6) 申請書提出部数 | 1 部（申請書類はホチキスで綴じること。） |
| (7) 確認結果の通知 | 各申請者に対し、令和 7 年 8 月 18 日までにファクシミリで通知する。 |
| (8) そ の 他 | ① 本件入札の参加資格要件を満たしているものであっても、この申請による資格確認手続を経ていない者は、本件入札に参加することができない。
② 入札参加資格確認の結果、参加資格がないとされた者は、その理由の説明を求めることができる。 |

4 設計図書等

- | | |
|-------------|---|
| (1) 貸出・閲覧期間 | 令和 7 年 7 月 31 日から令和 7 年 8 月 27 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） |
| (2) 貸出・閲覧場所 | 三芳水道企業団事務所及びインターネット上のリンク先 |
| (3) そ の 他 | ① インターネット上のリンク先は(4)のとおりである。
② 紙面での設計図書等は、部数に限りがあるので、閲覧又は貸し出しが可能かどうか事前に確認すること。
紙面若しくは、データ形式での閲覧や貸出を希望する場合は、設計図書等貸出・閲覧申請書を持参すること。 |

インターネットからダウンロードする場合は必要ないこと。

- ③ 設計図書等は、紙面及び PDF 形式で保存したデータで用意があるが、PDF 形式で保存したデータは貸し出しをせず事務所で、申請者が持参するノートパソコン等へのコピーとする。
- ④ 紙面による設計図書等の貸出時間は、期間中の各日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前 9 時から午後 4 時半までとし、貸出期間は、貸し出した日を含め最長 2 日間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）とする。
- ⑤ 設計図書等の閲覧時間は、期間中の各日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前 9 時から午後 4 時半までとする。
- ⑥ 現場説明会は、実施しない。

(4) インターネットリンク先

※当企業団ホームページ (<https://miyoshisuido.jp/>) から直接、ウェブブラウザでアクセスしてください。なお、ダウンロードできない場合は、三芳水道企業団総務係契約担当にお問い合わせください。

5 質問

- (1) 期間 令和 7 年 7 月 31 日から令和 7 年 8 月 8 日 午後 4 時半まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (2) その他 工事内容について、不明な点は担当者と必ず協議をし、本案件の内容について十分な理解を得ること。
なお、質問については、書面により提出 (FAX 及び E-mail も可) すること。

6 入札及び開札の日時、場所、方法

- (1) 入札の日時 令和 7 年 8 月 27 日 午前 10 時 10 分
- (2) 入札の場所 館山市役所 2 号館 2 階会議室
- (3) 入札の方法
 - ① 入札書は、本人又は代理人の持参とする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の 110 分の 100 に相当する額を入札書に記載すること。
 - ③ 入札時間に入札場所にいない者は、入札に参加することが

できない。

- ④ 本入札は工事内訳書の確認のため、予定価格と最低制限価格の範囲内での最低価格入札者を落札候補者とし、工事内訳書の審査の結果、適正と認められた場合に落札者とする。
- ⑤ 落札決定は、原則として開札日から5日以内に行い、落札候補者にのみ落札決定通知書を送付する。
- ⑥ 最低価格者（最低制限価格を下回る金額で入札した者を除く。）が複数いた場合は、くじ引きにより落札候補者を決定する。

- | | |
|-----------|--|
| (4) 入札保証金 | 免除する。 |
| (5) 開札の日時 | 入札後直ちに行う。 |
| (6) 開札の場所 | 入札の場所と同じ。 |
| (7) その他 | <ul style="list-style-type: none">① 公正な入札を行うことの誓約書を提出すること。② 代理人をもって入札させる場合は、委任状を提出すること。③ 入札参加資格確認手続終了後、入札資格があるとされた者が入札に参加しないこととなったときは、入札辞退書を提出すること。④ 入札書、委任状、誓約書及び入札辞退書の様式は、別に示す様式とする。⑤ 本件入札の執行に関し、この告示に記載のない事項については、三芳水道企業団入札約款による。 |

7 契約条件

- | | |
|------------|---|
| (1) 契約保証金 | 請負金額が500万円以上の場合、納付する。（請負金額の10分の1に相当する金額） |
| (2) 前払金の有無 | 請負金額が130万円以上の場合、対象とする。（請負金額の10分の4に相当する額以下の金額） |
| (3) 部分払の有無 | 無 |
| (4) その他 | 本件工事の請負契約に係る契約条項に関し、この告示に記載のない事項については、三芳水道企業団建設工事請負契約約款による。 |

8 留意事項

- (1) 参加希望者が無い場合を除き、入札は執行するものとする。
- (2) 入札参加資格確認申請書及び添付書類の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された入札参加資格確認申請書及び添付書類は、返還しない。
- (4) 入札終了前においては、入札参加資格確認申請書を提出した者の名簿及び当該申請に係る審査結果一覧表は、公表しない。
- (5) 建設工事の落札決定を受けた者は、その請け負う工事について、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす建設業法施行規則第 13 条の 14 第 2 項で定める事象が発生するおそれがあると認めるときは、発注者に対して、落札決定から契約締結までの間に、建設業法第 20 条の 2 第 2 項に基づく通知書を提出すること。
- (6) 本要綱及び各様式については、三芳水道企業団 Web サイト <https://miyoshisuido.jp/> からダウンロードできるので、利用すること。
ダウンロードできる環境がない業者にあつては紙ベース等で配布することができるので、三芳水道企業団契約担当まで申し出ること。
- (7) この告示に定めるもののほか、本件入札の執行及び建設工事請負契約の締結に関しては、三芳水道企業団会計規程の定めるところによる。

9 問い合わせ先

(契約担当)

三芳水道企業団総務係
千葉県館山市北条 1145 番地の 1 (〒294-0045)
T E L : 0470-28-5357
F A X : 0470-22-2220
E-mail : pww_344@awa.or.jp
U R L : <https://miyoshisuido.jp/>

(設計内容)

三芳水道企業団浄水班
千葉県館山市作名 570 番地の 1 (〒294-0029)
T E L : 0470-23-3097
F A X : 0470-23-3107
E-mail : sakuna@awa.or.jp
U R L : <https://miyoshisuido.jp/>